

○古物営業事務取扱要綱の制定について（概要）

（令和5年9月22日 例規第46号 神生総発第235号）

この要綱は、古物営業法及び古物営業法施行規則の規定に基づき実施する、神奈川県警察における古物営業に係る事務手続に関し、必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

第1章 総則（第1条）

第2章 古物商及び古物市場主の許可等（第2条－第12条）

第3章 競り売り及び仮設店舗の届出（第13条・第14条）

第4章 古物競りあっせん業者（第15条－第17条）

第5章 認定古物競りあっせん業者等（第18条－第30条）

第6章 国家公安委員会への報告等（第31条）

第7章 雑則（第32条）

等である。